

千曲市総合計画審議会の運営について

1 千曲市総合計画審議会の位置付け

千曲市総合計画審議会条例(平成16年12月27日条例第27号)に基づき、市の総合計画の策定に関する事項について調査審議することを目的に設置。

2 審議対象

- ・第四次千曲市総合計画（計画期間：令和9年度～令和13年度）
- ・第3期千曲市人口ビジョン

3 任期(予定)

令和8年5月12日～最終答申完了（令和9年2月見込）

4 構成等

(1) 委員数

千曲市総合計画審議会条例第3条に基づき、30人以内とする。

(2) 全体会及び専門部会

全体会：計画の全体構成及び人口ビジョンに係る審議、専門部会審議内容の全体調整

専門部会：基本計画中、7つの基本目標を以下の通り4部会に分割して審議

第1部会	基本目標1 基本目標6	災害に強く、安全で安心な暮らしができるまち 未来に繋げる自然と共生するまち
第2部会	基本目標2 基本目標5	千曲っ子が元気に育つ、生涯学びのまち 輝かしい歴史文化の伝承と、新たな文化を創造するまち
第3部会	基本目標3 基本目標7	支え合い、かかわり合い、誰もが健康で活躍するまち 一人ひとりが輝く、協働で創るまち
第4部会	基本目標4	千曲の特色を磨き上げ、賑わいと活力あるまち

5 審議会の開催日程(予定)

日程(案)		会議名	内容(案)
令和8年	5月12日(火)	第1回審議会 (全体会)	委嘱、千曲市の現状、市民意識調査の結果報告、 専門部会の説明
	8月18日(火)	第2回審議会 (全体会)	市民ワークショップの結果報告、計画全体の構成 (骨子)、人口ビジョン(素案)の説明
		専門部会①	現行計画の検証・次期計画の施策検討(素案)の 審議

	10月6日(火)	第3回審議会 (全体会)	計画序章(計画策定の背景～土地利用の方針)の説明
		専門部会②	現行計画の検証・次期計画の施策検討(案)の審議
	10月27日(火)	第4回審議会 (全体会)	諮問、計画(素案)、人口ビジョン(素案)の審議
	11月30日(月)	第5回審議会 (全体会)	計画(素案)、人口ビジョン(案)、中間答申(案)の審議
令和9年	2月3日(水)	第6回審議会 (全体会)	パブリックコメント・まちづくり懇談会の結果報告、計画(案)、最終答申(案)の審議

審議会における全体会・専門部会の取り扱いについて

1 全体会について

(1) 会議について

- ア 会議は、会長が招集し、会長が議長となり会議を運営します。会長に事故ある時は、副会長がその職務を代理します。
- イ 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。
- ウ 会議の議事は出席委員の過半数で決め、可否同数のときは、会長の決するところによります。

(2) 全体会と専門部会の関係

全体会は、専門部会で調査審議した結果について、調整を図りとりまとめます。

(3) 会議等の公開について

会議は原則公開とします。ただし、会長は事前に委員に諮り、当該会議の一部又は全部を非公開とすることができます。

なお、非公開としたものについては、その理由を会議概要に明記することとします。

(4) 会議概要について

会議概要は、審議の経過及び結果について、市民に分かりやすく要約したものとし、発言者の個人名は掲載しないものとします。

(5) 資料の説明等

関係部課長等が出席し、資料や市の施策等について説明を行うほか、質問等への対応を行います。

2 専門部会について

千曲市総合計画審議会条例第7条により、審議会に4つの専門部会をおくものとします。

専門部会では、千曲市総合計画策定委員会規程第6条に規定する千曲市総合計画策定委員会部会の構成員（市職員）との合同部会を設置し、主に7つの基本目標の担当分野について調査審議します。

それぞれ部会長、副部会長を委員の互選により選出します。

(1) 会議について

- ア 会議は、部会長が招集し、部会長が議長となり会議を運営します。部会長に事故ある時は、副部会長がその職務を代理します。
- イ 委員の過半数が出席しなければ、会議を開くことができません。
- ウ 会議の議事は出席委員の過半数で決め、可否同数のときは、部会長の決するところによります。

(2) その他

会議等の公開、会議概要及び資料の説明等については、上記「全体会」の取り扱いと同様とします。

○千曲市総合計画審議会条例

平成 16 年 12 月 27 日

条例第 27 号

(設置)

第 1 条 地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、千曲市総合計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事項)

第 2 条 審議会は、市長の諮問に応じ、千曲市総合計画の策定に関する事項について調査及び審議し、市長に答申する。

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 30 人以内をもって組織する。

2 委員は、市政について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(任期)

第 4 条 委員の任期は、当該諮問に係る審議が終了したときまでとする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議は、会長が招集し、会議の議長になる。

2 審議会は、委員の半数以上の者が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 会長は、会議の議長となる。

4 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(専門部会)

第 7 条 審議会に、専門的事項について調査及び審議をするため、専門部会を置くことができる。

2 前2条の規定は、専門部会について準用する。

(意見の聴取)

第8条 審議会は、審議上必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(幹事)

第9条 審議会に幹事若干名を置き、市職員のうちから市長が任命する。

2 幹事は、審議会の所掌事項について、委員を補佐する。

(庶務)

第10条 審議会の庶務は、企画政策部総合政策課において処理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(千曲市特別職の職員等の給与に関する条例の一部改正)

2 千曲市特別職の職員等の給与に関する条例（平成15年千曲市条例第39号）の一部を次のように改正する。

[次のよう] 略

附 則（平成21年3月30日条例第1号）

この条例は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成23年12月22日条例第15号）

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

附 則（平成27年3月25日条例第5号）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。